

高等学校等における日本語指導の制度化（案）について

令和4年1月

文部科学省総合教育政策局
国際教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

日本語指導に関する「特別の教育課程」の編成・実施について

小・中学校段階における「特別の教育課程」の編成・実施

- 小・中学校等においては、外国籍・日本国籍のいずれであっても、日本語で行われる学校生活や学習活動への参加に困難を抱える児童生徒に対し、**「特別の教育課程」を編成し、在籍学級の教室とは別の場所において、個別の日本語指導を行うことができる（平成26年に制度化）。**

(制度の概要)

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：教員 ※必要に応じて、日本語教育等の知見のある者が指導の補助を行う
- ④授業時数：年間10 単位時間から280 単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校において指導を実施。指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められる
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成に努める。また、指導計画に基づいて学習の評価を行う

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月中央教育審議会答申) (抄)

第Ⅱ部 各論

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

(略)

- さらに 高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、**「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定について、検討を進めるべきである。**

高等学校における日本語指導について

高等学校における現状・課題

- 高等学校における日本語指導が必要な生徒の在籍が増加しており、平成30年度の文部科学省の調査によると、公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は4千人を超え、10年前の2.7倍という状況になっている。また、外国籍の生徒や海外帰国生徒の高校進学については、進学ガイダンスを実施したり、公立高等学校入学者選抜において特別定員枠の設定や受検の際の特別の配慮（問題文の漢字へのルビ振り、試験時間の延長等）に取り組んだりする自治体も多くなっており、今後、高等学校等に進学する日本語指導が必要な生徒は更に増加することが予想される。
- 一方、同じく文部科学省の調査によると、日本語指導が必要な高校生は高校生全体に比して、中退率や卒業後の非正規雇用率が高い、大学等への進学率が低いという状況も明らかになっている。
- 日本語指導が必要な生徒が多く在籍する公立高等学校においては、
 - ・日本語に関する学校設定教科・科目を開設し、文法や語彙・漢字、作文等の指導を実施
 - ・各教科等の授業の際に、生徒の日本語能力・習熟度等に応じて少人数・個別指導を実施
 - ・放課後等に日本語や各教科等の補習を実施などに取り組んでいる。しかし、特に日本語の学習に関しては、生徒の日本語能力の状態や過去の学習経験等が様々であるため、学校において目標・内容をあらかじめ設定する学校設定教科・科目による指導だけでは対応が困難な場合もある。

高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の制度化

- 令和3年4月に「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」を設置。同会議において議論が重ねられ、高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要があることが提言された。
- また、小・中学校段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべきことも提言された。

高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施について（制度案）

高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」制度化（案）の概要

- 学校教育法施行規則、同規則に基づく告示、高等学校学習指導要領等の一部を改正し、高等学校段階に在籍する日本語指導が必要な生徒に対して「特別の教育課程」を編成し、個別の日本語の指導を実施することができることとする。
- 制度の概要（案）は以下のとおり。
 - ・ 指導対象：高等学校等（※）に在籍する日本語指導が必要な生徒
※高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部
 - ・ 指導形態：原則は対象の生徒の在籍学校における指導。他の高等学校等において受けた日本語の授業を、在籍学校における「特別の教育課程」による授業とみなすことも可
 - ・ 教育課程の位置付け：
「特別の教育課程」を編成して実施する日本語の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
ただし、
 - 必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動
 - 普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目
 - 専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目
 - 総合学科における「産業社会と人間」等に替えることはできない
 - ・ 単位数：「特別の教育課程」を編成して実施する日本語の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる
 - ・ 指導計画・単位認定：
「特別の教育課程」を編成して日本語の指導を行う場合には、個別の指導計画の作成に努める
また、生徒が学校の作成する「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められた場合は、単位を修得したことを認定しなければならない

高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施について（制度改正案）

一部改正する関係法令

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）
- 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）
- 高等学校学習指導要領
- 特別支援学校高等部学習指導要領

スケジュール

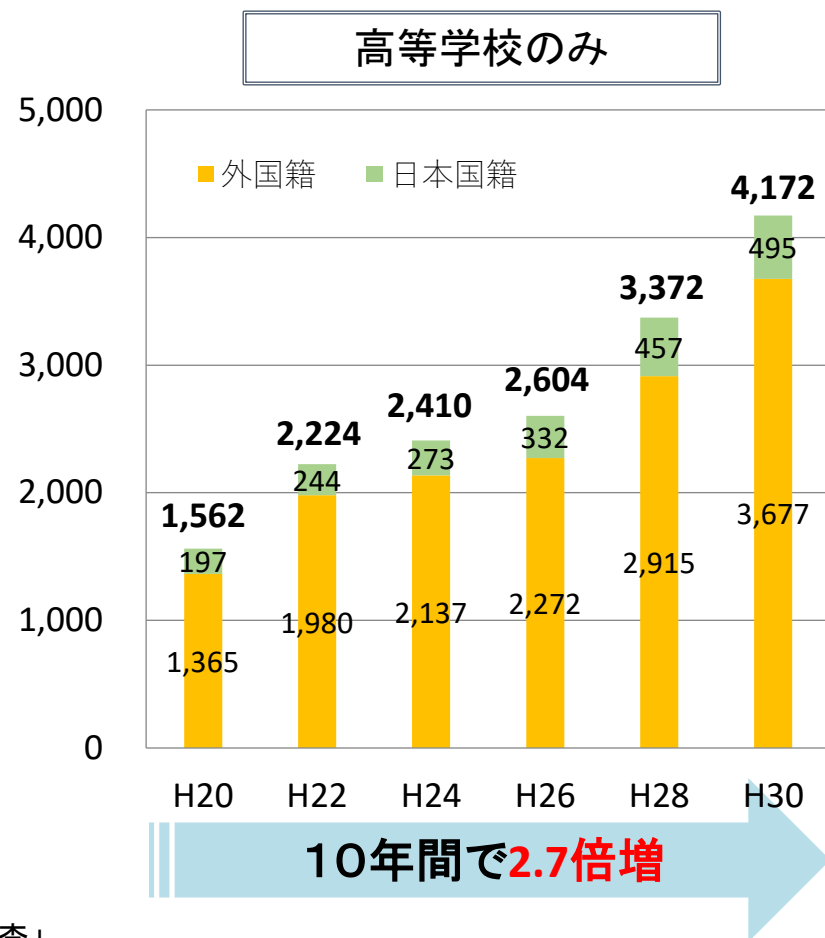
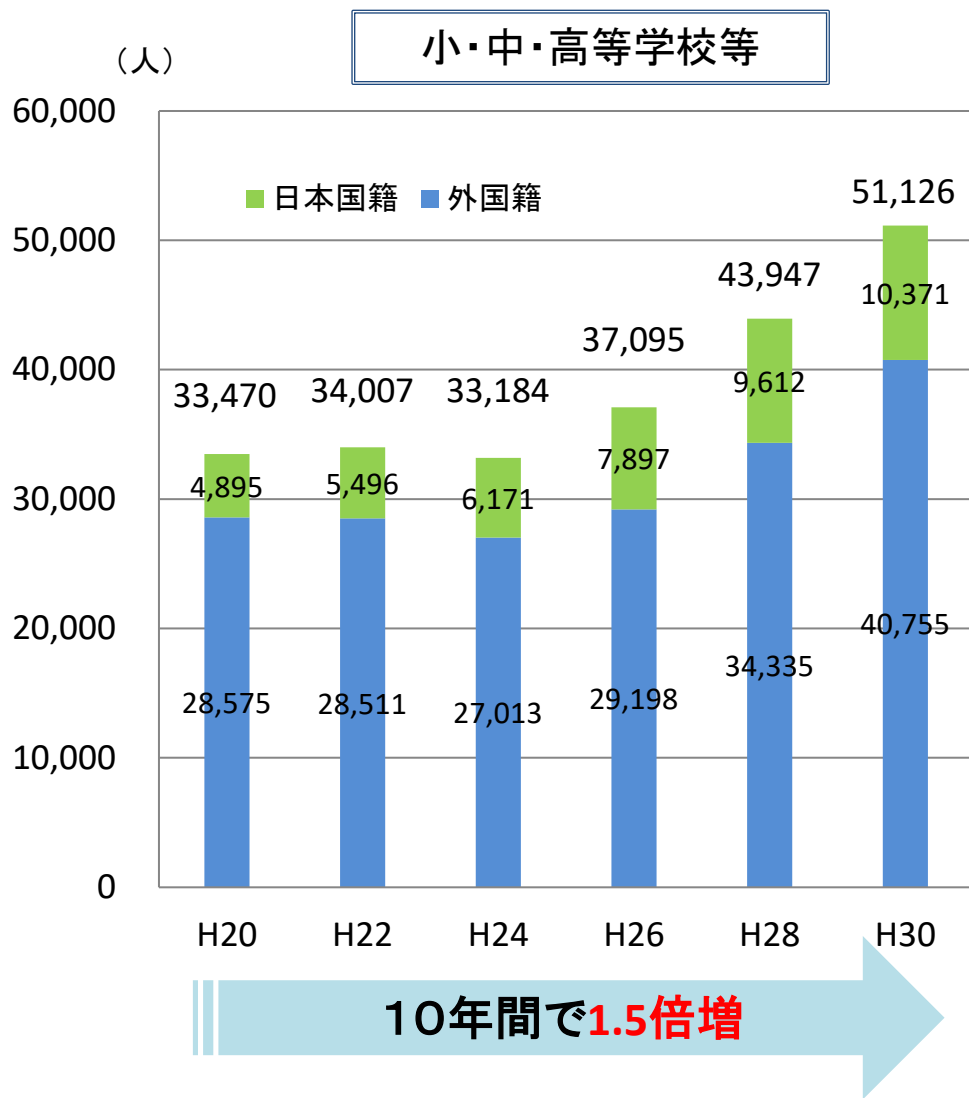
- 令和4年1月7日から改正法令案についてパブリック・コメントを実施
- 令和4年3月末までに学校教育法施行規則等を改正
- 令和5年4月1日から運用開始

充実方策

- 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
 - ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会に対し、帰国外国人児童生徒の受入れ体制整備に関する取組を補助（補助率：1／3）
 - ・ 日本語指導等の指導体制構築の他、日本語指導が必要な高校生に対する生活・心理面の相談支援、キャリア支援等の包括的な支援も補助対象
- 高等学校における日本語指導体制整備事業
 - ・ 教員養成大学に委託し、①高等学校における日本語指導等の体制構築の手引、②日本語指導のカリキュラムづくりのガイドラインを開発中（令和3年度～4年度で実施予定）

参考

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

第Ⅱ部 各論

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子どもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子どもを含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知

③ 地域との関係機関との連携

- 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
- 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

② 教員養成段階における学びの場の提供

- 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子どもを持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子どもの子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

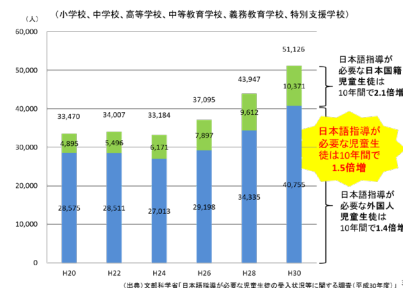
令和4年度予算額(案) 1,058百万円
(前年度予算額 830百万円)



文部科学省

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人(10年間で1.5倍)と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。**



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

要求額 : 951百万円 (723百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間: H27~)

要求額 : 107百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流

(参考) 令和3年度補助実績

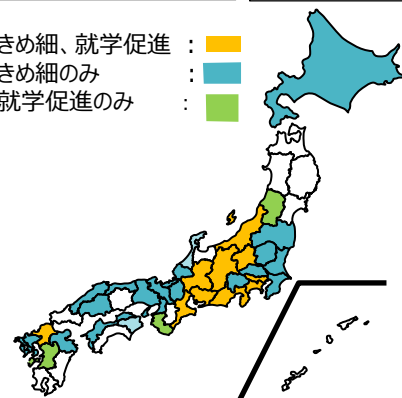
【きめ細事業実施】

2 6 都道府県
1 5 指定都市
1 8 中核市
8 0 市区町村

【就学事業実施】

1 県
4 指定都市
2 中核市
1 8 市区町村

きめ細、就学促進 : ■
きめ細のみ : ■
就学促進のみ : ■



➤ 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加(平成30年:4,172名)
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取り組まれてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ **高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。**

- ・中途退学率 9.6%(全体 1.3%)
- ・大学等進学率 42.2%(全体71.1%)
- ・非正規就職率 40.0%(全体 4.3%)

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)
【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)等



事業内容

(事業期間：令和3年度～令和4年度(予定))

高等学校において、日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」の編成・実施に向けた周知を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 16百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、**適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成**する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた**指導の手引きについても、併せて作成**する。

(参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

- 「特別の教育課程」の編成・実施
(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)
⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与
- 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)
(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)
小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。
⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- **指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。**
- **指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。**